

# 町県民税(所得税・復興特別所得税)申告は正しくお早めに！

問合せ：税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

## 町県民税の申告

### 町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。送付されていない方で必要な方は、税務課や町内の申告会場に用意してありますのでご利用ください。

町県民税の申告書が送付された方で平成28年中に所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し、提出してください。

### 町県民税申告が必要な方

平成29年1月1日現在、松伏町に住所があり(下記⑦を除く)、次のいずれかに該当する方。ただし、**所得税・復興特別所得税の確定申告をする方は、町県民税申告は必要ありません。**

- ①事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金など以外)、一時所得のあった方
- ②給与を2か所以上から受けている方
- ③平成28年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ④給与所得のみの方で、
  - ・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
  - ・日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税・復興特別所得税の源泉徴収を受けなかった方
  - ・医療費控除などを受ける方
- ⑤源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正など)
- ⑥給与所得の他に給与所得以外の所得があった方
- ⑦松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷などのある方で、町内に住所のない方
- ⑧遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税収入のみの方
- ⑨所得がない方で、
  - ・どなたの扶養にもなっていない方
  - ・別世帯の方に扶養されている方

### 町県民税申告に必要なもの

- ▶印かん
  - ▶給与所得者は平成28年分の源泉徴収票(コピー不可)又は支払証明書
  - ▶事業所得(営業等・農業)者、不動産所得者は、収支のわかる帳簿など(収支内訳書は事前に作成してください。未作成の場合は、役場では受付できません。)
  - ▶年金所得者は、平成28年分の源泉徴収票(コピー不可)
  - ▶社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
  - ▶障害者控除を受ける方は、障害者手帳など(65歳以上で寝たきり状態にある方も、あらかじめ町の認定を受けることにより、障害者控除を受けることができます。)
  - ▶勤労学生控除を受ける方は、学生証など
  - ▶医療費控除を受ける方は、病院の領収書など
- (個人別・病院別の集計が必要です。)**

申告期限 平成29年3月15日(水)

### 町県民税(所得税・復興特別所得税)申告受付日程

【役場以外の会場】午前9時～11時 午後1時～3時

| 日 程       | 受付対象者   | 会 場               |
|-----------|---------|-------------------|
| 2月 16日(木) | 築比地・魚沼  | 北部サービスセンター        |
| 17日(金)    | 大川戸・金杉  | まつぶし緑の丘公園レクチャーホール |
| 20日(月)    | 上赤岩・下赤岩 | 赤岩農村センター          |

【役場会場】※役場での受付開始は2月21日(火)からです。

| 日 程                           | 受付対象者など                  | 会場・時間   |
|-------------------------------|--------------------------|---|
| 2月 21日(火)<br>22日(水)<br>23日(木) | 給与所得者で還付申告の方             | 役場<br>第二庁舎3階<br>301会議室<br><br>午前9時～11時<br>午後1時30分～3時30分 |
| 24日(金)                        | 松葉・田島・田島東                |   |
| 27日(月)                        | 上赤岩・下赤岩                  |   |
| 28日(火)                        | ゆめみ野・ゆめみ野東               |   |
| 3月 1日(水)                      | 大川戸・金杉                   |   |
| 2日(木)                         | 築比地・魚沼                   |   |
| 3日(金)                         | 松伏(1番地～2000番地)           |   |
| 6日(月)                         | 松伏(2001番地～3000番地)        |   |
| 7日(火)                         | 松伏(3001番地～)              |   |
| 8日(水)                         | 田中                       |   |
| 9日(木)<br>10日(金)               | 事業所得(営業等・農業)、不動産所得のある方   |   |
| 13日(月)<br>～15日(水)             | 上記以外の方<br>又は上記の日程で都合の悪い方 |   |

※休日受付 3月5日(日) 午前9時～11時  
役場第二庁舎3階 301会議室

### ～ 注意 ～

**町内の申告会場では、次の内容を含む所得税・復興特別所得税の確定申告などは受付できません。**越谷税務署の申告会場は、イオンレイクタウンkaze3階イオンホール(2月16日(木)から)となりますのでご注意ください。また、消費税・贈与税の申告も受付できません。

- ▶ 本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶ 青色申告 ▶ 損失の申告
- ▶ 譲渡所得の申告(不動産、株式など)
- ▶ 分離課税の申告(配当など) ▶ 雑損控除
- ▶ 住宅借入金特別控除(1年目)
- ▶ 寄附金控除(ふるさと納税など)
- ▶ 海外居住の扶養控除 ▶ 平成27年以前分の申告
- ▶ 更正の請求 ▶ 死亡した方の申告

※町県民税申告は、町内の申告会場で受け付けます。